

令和8年度豊富町簡易水道事業水質検査計画

1. 水質検査の基本方針

豊富町は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される給水栓に加え、水源も行います。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている「水質基準項目」とし、必要に応じて項目を検討します。
- (3) 検査頻度は、過去の検査結果を十分考慮し、水道水の安全性の確保を最優先に考え、系統別に項目に応じて決定します。

2. 豊富町簡易水道事業の概要

(1) 給水状況

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|-----------------------------|
| 事業体の名称 | 豊富町簡易水道事業 |
| 給水区域 | 豊富地区・東部地区・北部地区・北部地区（豊徳） |
| 計画給水人口 | 3,400人 |
| 計画一日最大給水量 | 4,640m ³ |
| 一日平均給水量 | 令和6年度実績 2,680m ³ |

(2) 浄水場施設概要

| 浄水場名 | 豊富地区 | 東部地区 | 北部地区 |
|-------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 通水年度 | 昭和34年度 | 平成6年度 | 平成7年度 |
| 水源 | 地下水 | 地下水 | 地下水 |
| 給水能力（m ³ /日） | 2,410m ³ | 450m ³ | 978m ³ |
| 主な給水区域 | 豊富市街・新生・西豊富・東豊富・温泉・本流・豊幌 | 福永・幌加・修徳・目梨別・有明 | 徳満・芦川・開源・兜沼・沼向・阿沙流・豊田・豊栄・瑞穂・庄内 |
| 浄水処理方法 | 塩素滅菌 | 塩素滅菌 | 塩素滅菌 |
| 使用薬品 | 次亜塩素酸ナトリウム | 次亜塩素酸ナトリウム | 次亜塩素酸ナトリウム |

| | | | |
|-------------------------|-------------------|--|--|
| 浄水場名 | 北部地区（豊徳） | | |
| 通水年度 | 昭和50年度 | | |
| 水源 | 地下水 | | |
| 給水能力（m ³ /日） | 322m ³ | | |
| 主な給水区域 | 豊徳・稚咲内 | | |
| 浄水処理方法 | 塩素滅菌 | | |
| 使用薬品 | 次亜塩素酸ナトリウム | | |

3. 原水及び浄水の水質状況

水源は地下水（深井戸）で、周辺に工場・農地（農家）・民家等が一切なく、人為的に汚染されるおそれはありませんが、地質由来により鉄・マンガンが含まれるため、井戸によっては色度が高くなる可能性があります。

なお、現在までの水質は概ね良好な状態であり、浄水についてもこれまでの水質検査結果によると、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

- ・原水の水質状況（表1）豊富地区、東部地区、北部地区、北部地区（豊徳）
- ・浄水の水質状況（表2）豊富地区、東部地区、北部地区、北部地区（豊徳）

4. 採水場所

原水については取水地点とし、浄水については各地区水道の浄水場系統ごとに給水栓で採水する。

5. 水質検査項目と検査頻度

水道法で定められた水質基準項目について、シートG（原水・浄水）に基づき検査を実施します。※法令に基づく水質検査は別添のとおり

6. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水源の水質が著しく悪化した時・水源に異常があった時、浄水処理工程に異常があった時等、特に必要があると認められる時に行います。

※臨時の水質検査内容

| | |
|------------------------|---|
| 水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合 | ・ 水源水質の著しい悪化や水源に異常があったとき ・ 水源や給水区域等で消化器系感染症が流行しているとき ・ 浄水処理の過程に異常があったとき ・ 配水管及び水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき ・ その他特に必要があると認められたとき |
| 検査項目 | （必ず実施する項目（9項目）） 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度 （その他の項目） 水質基準を超過しているおそれがある項目 |
| 根拠法令 | 水道法第20条、水道法施行規則第15条第2項 |

7. 水質検査の方法（検査頻度）及び水質検査の委託

水質基準項目の検査方法は、「水質基準に関する省令の規定」により行い、検査については登録検査機関（水道法第20条第3項の規定に基づく機関）に委託しています。

毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等）により行い

ます。

検査結果については検査成績書にて報告を受け、結果の確認をいたします。

委託の内容については下記のとおりです。

- ・検査項目及び頻度
シートG（原水・浄水）に基づく項目（毎日検査を除く）及び頻度で実施します。
- ・試料の採取（採水）方法・試料の運搬方法
 - 1) 試料の採取方法
試料の採取は、事業者の職員又はそれに準ずる者が指定された採取方法により試料容器に採取し、採取日・採取地点・採水者・天候・気温・水温・残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容します。
 - 2) 試料の運搬方法
試料の運搬は、採水地から検査施設まで検査機関の指定した運搬業者により、所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。
- ・臨時の水質検査
必要に応じて実施いたします。
- ・水質検査結果の評価
水質検査結果について、水質基準値を超過していないか確認し、過去のデータと比較を行い、異常等が認められた場合は原因究明及び対策を早急に変更いたします。
- ・水質検査結果の精度
水質検査業務受託者による内部・外部制度管理について実施状況を確認します。

8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は水質基準との適合状況を含め、豊富町のホームページで公表します。

9. 水質検査計画の評価と見直しについて

水質検査計画について、過去の水質検査結果の最大値と水質基準値を比較し検査項目や検査頻度の見直しを行います。法令改正により検査項目が追加された場合等も見直しを行います。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について正確かつ精度の高い検査に留意し、原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保しています。

11. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくために、河川管理者・本町関係各課・稚内保健所及び宗谷管内の水道事業者と連絡調整を行い、水質保全及び水質管理に万全を期しています。

この水質検査計画についてのお問い合わせ先

豊富町 建設課 上下水道係まで

電 話 0162-73-1065

F A X 0162-82-2806